

葉山町子育て支援センター条例

(趣旨及び設置)

**第1条** この条例は、地域における子育て支援を積極的に推進するため、葉山町子育て支援センター（以下「センター」という。）を設置し、その管理に必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

**第2条** センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
葉山町子育て支援センター	葉山町一色1493番地の1

(指定管理者による管理)

**第3条** センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

**第4条** 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) センターの利用に関する業務
- (2) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) センターの事業の企画及び実施に関する業務
- (4) その他町長が定める業務

(指定管理者の指定)

**第5条** 指定管理者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に規則で定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 指定管理者として管理を行おうとする施設の名称

(指定管理者の指定の基準)

**第6条** 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準によりセンターの指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。

- (1) 住民の平等利用が確保できること。
- (2) 葉山町、横須賀市、鎌倉市、逗子市又は三浦市の区域内に事務所を有すること。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (4) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (5) 安定した経営基盤を有していること。
- (6) 第11条の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者でない

こと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを判断するために必要なものとして規則で定める基準

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、当該センターの指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から、町長が指定する日までに、前条に規定する申請書及び書類が提出されたときは、次の各号に掲げる基準により審査し、現指定管理者を指定管理者として指定することが、当該センターにおける安定的な業務水準を確保し、センターの設置の目的を効果的かつ効率的に達成するために適切であると町長が認めたときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

(1) 前項各号に掲げる基準

(2) 指定管理者の指定を受けた期間を通じて、その経営する事業全般にわたり良好に運営していたと認められること。

(指定管理者の指定の告示)

**第7条** 町長は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を町長に届け出なければならない。

3 町長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

**第8条** 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

(1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。

(2) 施設等及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(3) 指定管理業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 町長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

(2) 指定管理業務の実施に関する事項

(3) 事業の実績報告に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(秘密保持義務)

**第9条** 指定管理者又はセンターの業務に従事している者は、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はセンターの業務の従事を退いた後においても、同様とする。

(損害賠償義務)

**第10条** 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由によりセンターの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、町長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

**第11条** 町長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する町長の指示に従わないとき。
- (2) 第6条第1項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認められるとき。
- (3) 第8条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるものほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるとき。

2 町長は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(利用料)

**第12条** センターの利用料は、無料とする。

(児童の一時預かり)

**第13条** センターは、小学校就学前までの児童の一時預かりを行うことができる。

2 前項に規定する児童の一時預かりの利用料（以下「一時預かり利用料」という。）は、前条の規定にかかわらず支払わなければならない。

3 前項の一時預かり利用料の額は、規則で別に定める。

4 前項の規定にかかわらず、第3条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、一時預かり利用料の額は一人につき一時間当たり1,000円を上限として、指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて定めるものとする。この場合の一時預かり利用料は、センターの指定管理者の収入とする。

(事故報告)

**第14条** 指定管理者は、施設において事故等が発生した場合には、直ちに町長に報告しなければならない。

(委任)

**第15条** この条例に定めるもののほか、センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第5条、第6条及び第7条の規定は、同年4月1日から施行する。